

□■養成所ニュースプラス第 22 号 2024□■

10 月唯一の三連休は多くの地域で天気恵まれました。皆さんの勤務先や近隣でも様々なイベントが行われたのではないのでしょうか。今週末は切り替えて、36 期生はレポート作成の追い込みに、35 期生や既卒の方は受験勉強に取り組んでいきましょう。

Plus Quiz は、「地域福祉の理論と方法」（現、地域福祉と包括的支援体制）から「地域福祉の対象」を取りあげます。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz ・ ・ ・ ・ ・

【第 36 回問題 33】地域福祉に関連する法律、事業に規定されている対象に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. ひきこもり支援推進事業の対象となるひきこもり状態にある者のひきこもりとは、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」によれば、原則的には 2 年以上家庭にとどまり続けていることをいう。
2. ヤングケアラー支援体制強化事業におけるヤングケアラーとは、家族への世話などを日常的に行っている 18 歳から 39 歳までの者をいう。
3. 生活福祉資金の貸付対象における低所得世帯とは、資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立自活できると認められる世帯であって、必要な資金の融通を他から受けることが困難である者をいう。
4. 生活困窮者自立支援法における生活困窮者とは、最低限度の生活を維持できていない者をいう。
5. 日常生活自立支援事業の対象者とは、本事業の契約内容について理解できない者のうち、成年後見制度を利用していない者をいう。

（注）「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」とは、厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業（厚生労働省）においてまとめられたものである。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info ・ ・ ・ ・ ・

- ・ (35 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・ (35-36 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

※本養成所受講認定基準を満たす支給希望者には、10 月末日付けで、支給申請書類一式を送付いたします。

お手元への到着は 11 月上旬頃の予定です。今しばらくお待ちください。

- ・ 受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info ・ ・ ・ ・ ・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・ 第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日（日）です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1378756&c=3246&d=99c7>
- ※試験時間、試験科目（午前・午後の内訳）が公開されました。
- ・ 第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1378757&c=3246&d=99c7>
- ・ 日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1378758&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

■Plus Info・・・・・・・・

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1378759&c=3246&d=99c7>

■Back Number・・・・・・・・

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1378760&c=3246&d=99c7>

■Plus Column・・・・・・・・

【受験対策ミニ講座第 16 号／模擬試験と年内のメルマガ】

「合格応援プラン」を進めている皆さんは、先週で共通科目が終わり、次はボリュームのある相談系科目です。今週末は、予備日も活用して仕上げていきましょう。

10 月、11 月で 2 回目の模擬試験を考えている方、若しくは模擬問題に取り組む予定の方、知識を積み上げてきた科目の評価をして、年内の取り組み方を検討しましょう。一問一答問題で進めている方もこの時期に一度、本番の形式を体験すると良いと思います。今、合格基準の 6 割が取れなくても落ち込むことはありません。先輩たちもこの時期の模試では、ほとんどの方が 6 割は取れていませんでした。しかし、「それでも大丈夫」とはいえません。この模試の結果で、火がついて本気モードに入って合格した先輩は何人もいます。弱点に粘り強く当たったり、得意科目を確実に解答できるようにするなどご自身の取り組みを進め、アウトプット力を上げていきましょう。

来週から年末までこのメルマガは、週 2 回お届けする予定です。Plus Column はその間お休みし、多くの皆さんが手を付けていないと思われる第 31 回から第 33 回国家試験問題から、中位の難易度で重要な問題を取り上げていきます。経験していない問題を解くことで、アウトプットの機会とし、中位の難易度の問題における得点の積み上げを図ります。

【Plus Quiz・・・・・・・・正答と解説】

社会の状況変化によりニーズが多様化・複雑化し、既存の制度では対応困難な課題が顕在化しています。社会福祉法第 4 条第 3 項では「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（中略）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」を地域生活課題であると示しています。

この科目では、地域福祉、地域共生社会の構築に関する問題の割合がここ数年多くなっています。地域福祉の考え方、推進主体、地域生活課題、地域共生社会に向けた包括的支援体制、多機関協働については、第 34 回から第 36 回の 3 年間の問題に取り組むことで確実に得点できるようにしましょう。

1. ×ひきこもりは「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」によると、「6 ヶ月以上」家庭に留まり続けている状態を指します。
2. ×ヤングケアラーとは、家族への世話などを日常的に行っている 18 歳未満の者を指します。法令上の規定はありませんが、厚生労働省「ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱」の中に明記されています。
3. ○生活福祉資金の貸付対象は、選択肢にある低所得世帯の他にも障害者世帯や高齢者世帯があります。
4. ×生活困窮者とは、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者をいいます。最低限度の生活を維持できていない者は生活保護法が対応します。
5. ×日常生活自立支援事業の対象者は、契約内容を理解できない者ではなく、事業の契約内容を判断できる能力を有している者です。成年後見制度との併用をすることもできる場合があるとしています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus